



認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)

事務の手引

令和3年6月

静岡県くらし・環境部
県民生活課

は じ め に

この手引は、これから認定又は特例認定を受けようとする特定非営利活動法人（NPO法人）及び既に認定NPO法人を運営している方を対象に、特定非営利活動促進法に基づく認定の基準や諸手続の方法について説明したものです。

第1章では認定制度の概要について、第2章では認定等を受けるための手続等について、第3章では認定後に必要となる諸手続について掲載しています。

この手引に掲載した様式は、県ホームページ【ふじのくにNPO】からダウンロードできます（<https://www.npo-fujinokuni.jp/>）ので、作成に際してはこちらを御利用ください。

また、県では、認定等に関する相談を、県内2箇所に設置したふじのくにNPO活動センターで受け付けておりますので、是非御利用ください。

【認定・特例認定取得に関する相談窓口－お問い合わせ先－】

○ふじのくにNPO活動センター

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階
TEL:054-260-7601 FAX:054-260-7603
E-mail:fnc@shizuokafund.org

○ふじのくに東部NPO活動センター

〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル3階
TEL:055-951-8500 FAX:055-952-1433
E-mail:fnc@shizuokafund.org

なお、この手引は静岡県が所轄庁となる法人を対象としています。すべての事務所を静岡市・浜松市のいずれか一市内に置く法人につきましては、それぞれ静岡市、浜松市が所轄庁となりますので、諸手続の方法や提出書類は、各市にご確認ください。

※静岡市・浜松市にのみ事務所をおく法人の問合せ先

静岡市	市民局市民自治推進課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 TEL 054-221-1372 FAX 054-221-1538 E-MAIL: shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp
浜松市	市民部市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 TEL 053-457-2094 FAX 053-457-2750 E-MAIL: shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

目 次

第1章 認定制度の概要.....	
1 認定NPO法人制度の概要.....	1
(1) 認定NPO法人とは.....	1
(2) 特例認定NPO法人とは.....	1
(3) 認定NPO法人等になることによるメリット.....	1
(4) 認定の基準.....	2
(5) 欠格事由.....	2
(6) 認定等の有効期間等.....	2
第2章 認定NPO法人に向けて.....	
1 認定NPO法人等になるまでのフロー.....	4
2 認定手続等の概要.....	5
3 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続.....	6
(1) 認定を受けようとする場合.....	6
(2) 特例認定を受けようとする場合.....	6
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合.....	7
(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務.....	7
4 認定等の基準の概要.....	16
(1) 認定の基準の概要.....	16
(2) 欠格事由の概要.....	18
5 認定NPO法人としての認定を受けるための基準.....	20
6 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準.....	32
7 欠格事由.....	33
8 確認させていただく資料（例）.....	35
9 認定NPO法人等の税制上の措置.....	36
＜様式集1＞.....	41

第3章 認定取得後の管理・運営について.....	
1 認定NPO法人等の報告義務.....	88
(1) 公開用書類の提出.....	88
(2) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出.....	88
(3) 助成金及び海外送金等の報告.....	91
(4) その他の報告.....	91
2 認定NPO法人等の情報公開.....	93
(1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）.....	93
(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）.....	94
3 認定NPO法人等に対する監督等.....	97
(1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査.....	97
(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等.....	98
(3) その他の事業の停止.....	99
(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消.....	99
(5) 罰則.....	100
<様式集2>.....	102
<様式集3>.....	124

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法、NPO法.....	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
令、施行令.....	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
規則.....	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
NPO法人.....	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人.....	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人.....	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等.....	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁.....	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長：静岡県内では、静岡市及び浜松市）
県規則.....	特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年10月27日静岡県規則第63号）
措法.....	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措規.....	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法.....	法人税法（昭和40年法律第34条）
法人令.....	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規.....	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法.....	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令.....	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規.....	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
行手法.....	行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）

第1章 認定制度の概要

1 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、その運営組織、事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして一定の基準を満たしているNPO法人を所轄庁（主たる事務所が所在する都道府県知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長））が認める制度です。この認定NPO法人が税制上の優遇措置（メリット）が受けられるようにすることにより、NPO法人への市民からの寄附を行いやすくし、NPO法人の活動基盤の強化を支援することを目的としています。

この制度は平成13年度に創設され、当初は国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成24年の法改正により、所轄庁が認定を行う制度に改められました。

(1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものと、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

(2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、設立後5年以内のNPO法人を対象にした制度です。NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものと、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

(3) 認定NPO法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人及び特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法（昭和25年法律第226号）37の2①三四、314の7①三四）。

ロ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人（P38参照）に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活

動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）。

② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の2①）。

(4) 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることができません。

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法47）。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ NPO法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行中又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする場合は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②）。

【県担当者よりワンポイント！】

認定NPO法人は、制度創設以降、年々その数が増加しています。認定NPO法人になることは、寄附者が税制上の優遇措置を受けられることで寄附金が集めやすくなるほか、以下に記載してあるような法人の組織力を高めていく上でも良い効果が得られます。

○ 認定NPO法人のメリット

1 社会的信頼の向上

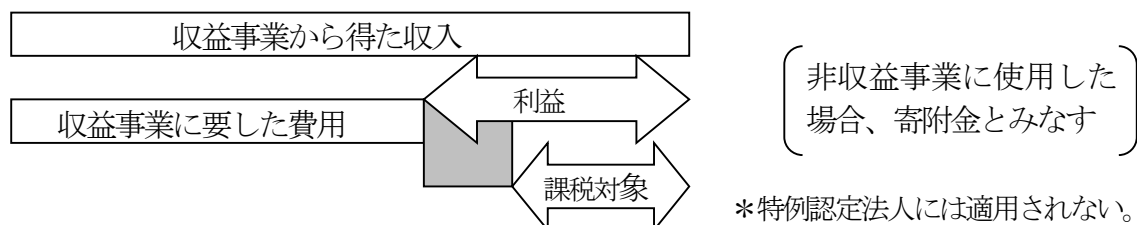
認定NPO法人は、高い公益認定の基準に適合しなければならないことから、社会的信頼が増します。具体的には、パブリックサポートテスト（PST）をクリアすることが一つの認定要件になっており、市民から寄附金を広く集めていくことで、法人に対する支援と信頼を高めていくこととなります。

2 寄附者に税の優遇措置

寄附者は、認定NPO法人に寄附をすると、税の優遇措置を受けることができます。これは、一番大きなメリットといえます。寄附した個人に対しては、所得税と住民税に関して寄附金控除があり、相続人が相続財産を寄附した場合も、その寄附した財産については相続税が非課税となります。また、企業等が寄附する場合も、損金算入限度額の枠が拡大されるため、寄附しやすくなります。

3 みなし寄附金制度

認定NPO法人になれば、「みなし寄附金制度」を活用することが可能です。この制度は、収益事業から得た利益で非収益事業の支出に充てた部分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度です。これを活用することで、納税額を減らすことが可能です。



4 組織基盤の強化

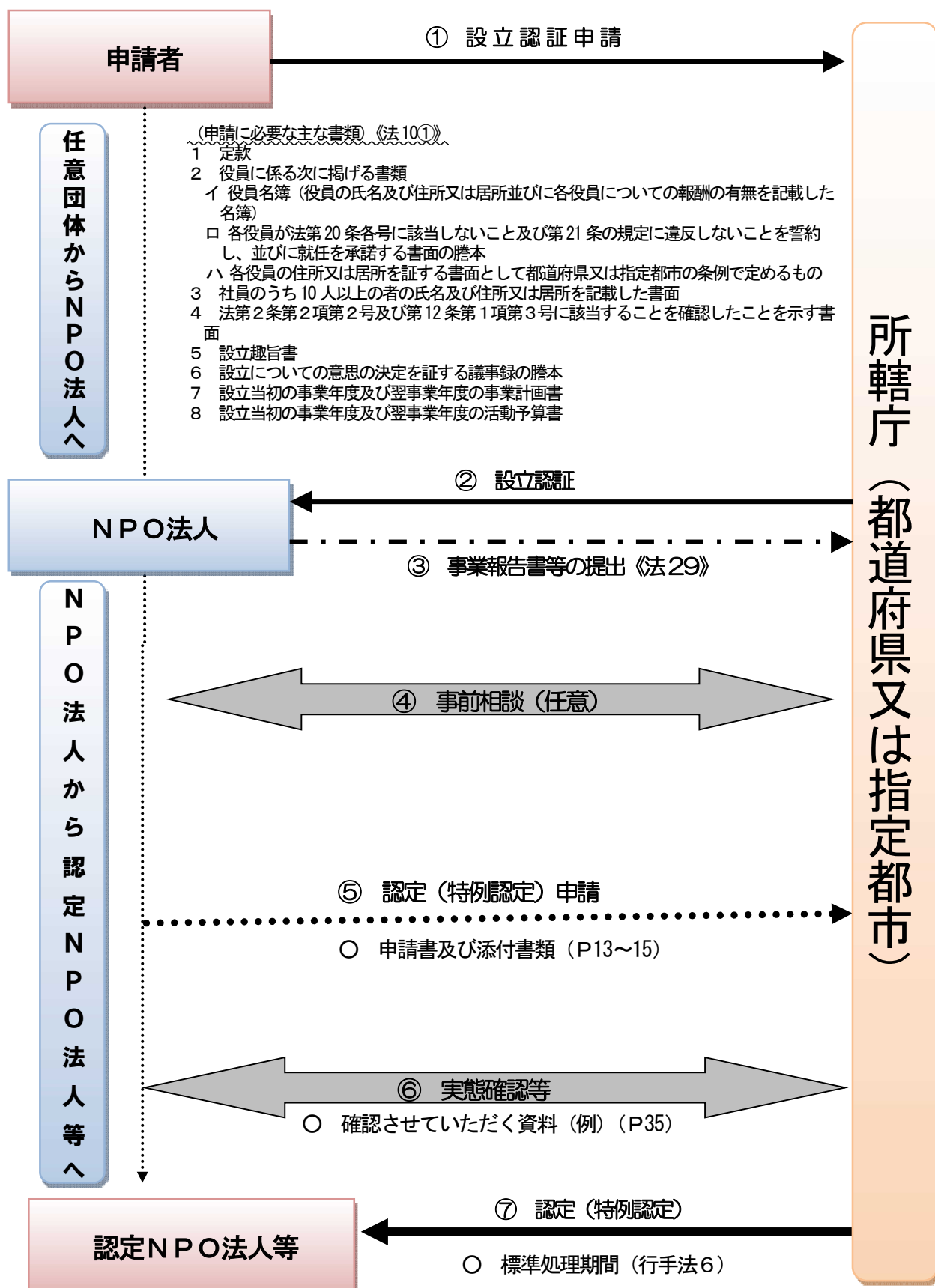
認定NPO法人になるためには、法令違反することなく、適正な運営組織でなければなりません。経理等も適正に処理し、情報開示も徹底して行わなければならないことから、法人の基盤強化を図ることができます。しかも認定された後も認定基準を維持し続けなければならないため、法令等を順守した適正な組織として法人を強化することができます。

5 法人運営に対する意識の向上

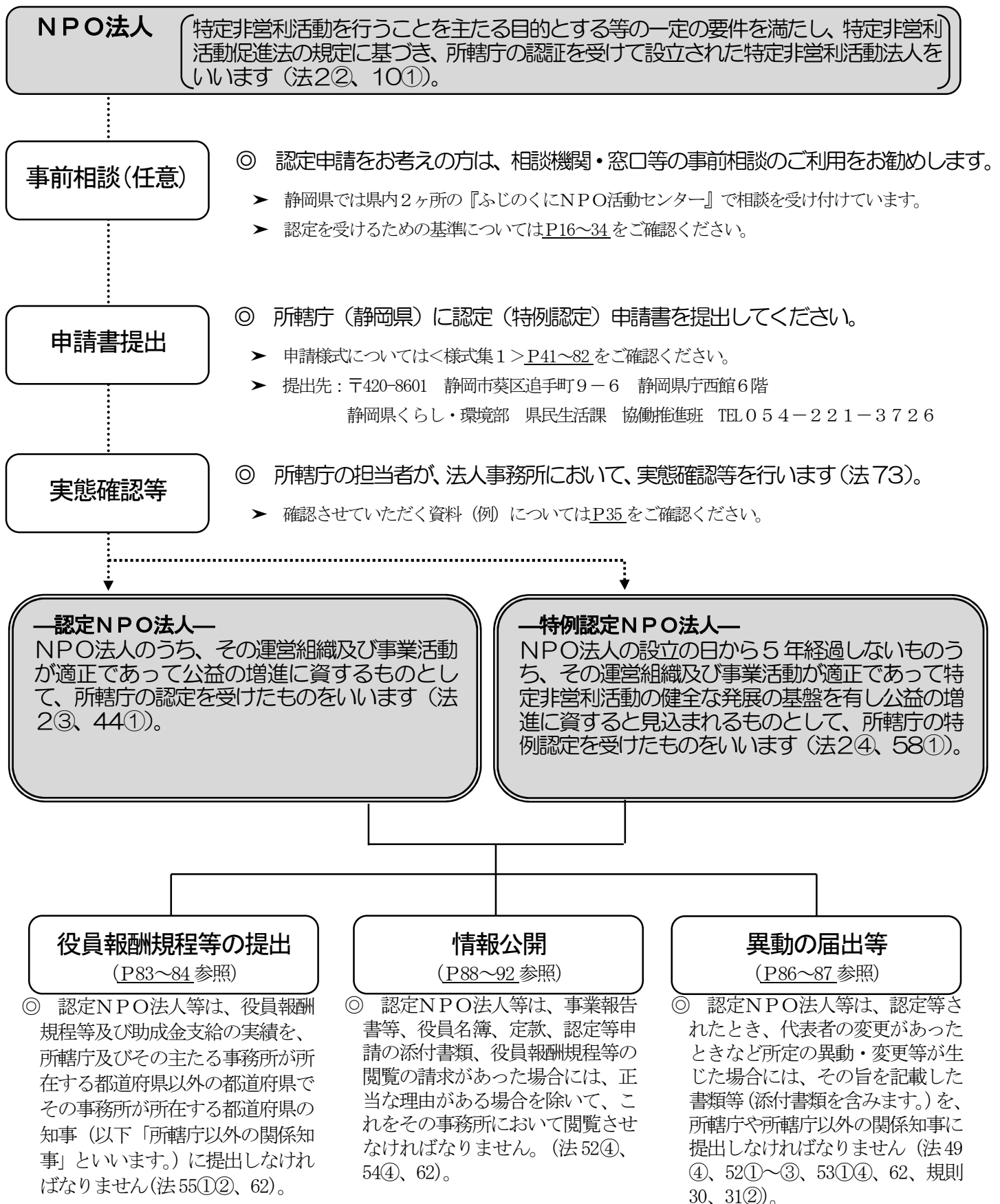
認定NPO法人は、認定取得後も5年ごとの更新が必要です。上記のような適正な組織運営体制を継続しなければならないため、役員や職員、スタッフが認定NPO法人としての社会的責任を認識することにつながり、法人運営に対する内部の意識が高まります。

第2章 認定NPO法人に向けて

1 認定NPO法人等になるまでのフロー



2 認定手続き等の概要



3 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定NPO法人として認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法44②）。

（注） 申請書及び添付書類については、＜様式集1＞P41～82をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

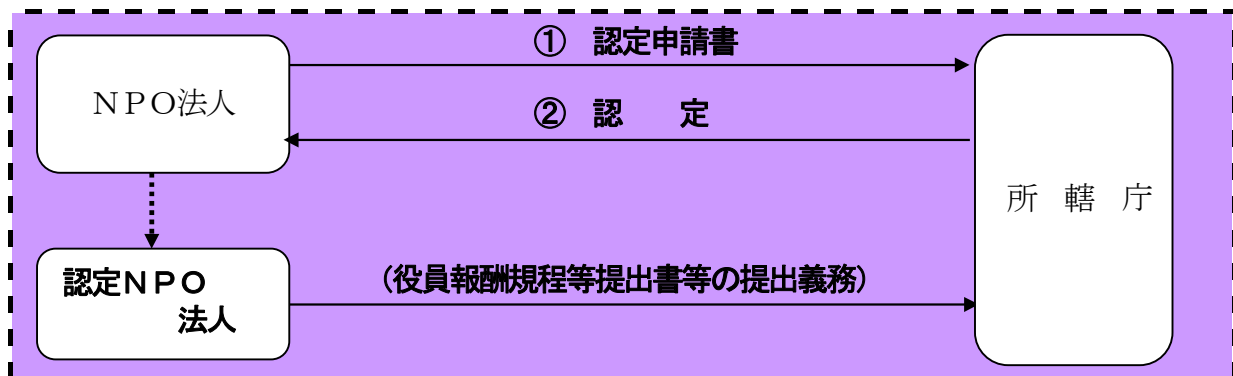
（注） 実績判定期間とは、認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。詳しくは、P10「参考1（実績判定期間）」を参照してください。

- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次頁の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定NPO法人として特例認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法44②、58②）。

（注） 申請書及び添付書類については、＜様式集1＞P41～82をご覧ください。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、58②）。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができるNPO法人は、以下の基準に適合する必要があります（法45①八、59―三）。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日に、設立の日から5年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定NPO法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法61①四）。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法51②③⑤）。

- ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注） 更新に係る認定の基準については、新規と同様で、認定取得後の5年間の実績を判定します。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1） 認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

（注2） 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

（注3） 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

イ 認定NPO法人等は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規程等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません（法54②③、55、62）。提出する書類等の詳細は、P83～84「(2) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出」をご覧ください。

ロ 認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の通知を受けた認定NPO法人等（所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。）は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、62、規則27②）。

- ① 規則第27条第2項に規定する様式第1号（P120～121）

- ② 直近の事業報告書等（④事業報告書、⑤活動計算書、⑥貸借対照表、⑦財産目録、⑧年間役員名簿（直近の事業年度において役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれら

の者の当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。)、⑤前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面)

- ③ 役員名簿
- ④ 定款等(④定款、⑤認証に関する書類の写し、⑥登記事項証明書の写し)
- ⑤ 所轄庁に提出した申請書及び添付書類の写し
- ⑥ 認定又は特例認定に関する書類の写し

ハ 認定の有効期間の更新の通知を受けた認定NPO法人(所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法49④、51⑤、規則28)

- ① 規則第28条に規定する様式第2号(P122~123)
- ② 所轄庁に提出した認定の有効期間の更新を受けるための申請書及び添付書類の写し
- ③ 認定の更新に関する書類の写し

《参 考》

1 認定NPO法人等の名称等の使用制限

認定NPO法人等でない者は、その名称又は商号中に認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております(法50①②、62)。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります(法78二~五)。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります(法49①、51⑤、62)。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置するNPO法人について認定等を行ったときは、その認定NPO法人等の名称その他一定の事項を、所轄庁以外の関係知事に通知することとされています(法49③、62、規則27①)。

3 認定の公示

所轄庁は、認定NPO法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされています(法49②、51⑤、62)。

(公示事項)

- ① 認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①~④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定NPO法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております(法53②、62)。

- ⑥ 上記(公示事項)①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記(公示事項)③、⑤に掲げる事項に係る定款変更(所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。)の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき

⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法57①、61）。

イ 認定等の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあつては、更新拒否処分されたとき）

ロ 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併が合併後に成立した法人の所轄庁の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）⇒通常のNPO法人と合併の際は新規認定と同じ扱いとなります。

ハ 認定NPO法人等が解散したとき

ニ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法57②）

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされています（法57③、62）。

5 協力依頼

所轄庁は、NPO法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法73）。この規定により、所轄庁が認定申請中のNPO法人や認定NPO法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 1（実績判定期間）

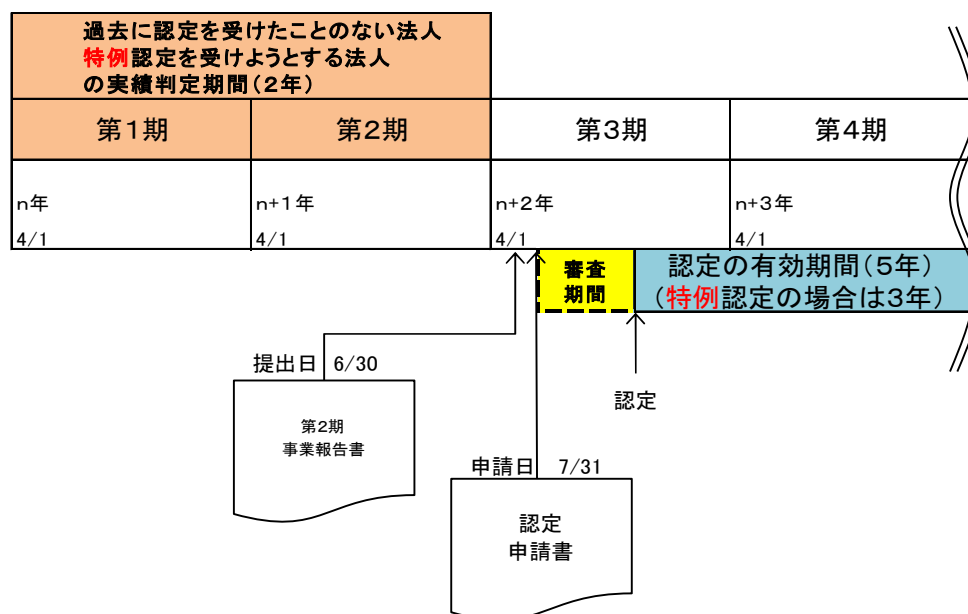
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 $n+2$ 年6月30日
- 申請書を提出した日 $n+2$ 年7月31日
- 実績判定期間 n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、 n 年4月1日（第1期）から $n+2$ 年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : $n+2$ 年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : $n+3$ 年3月16日
- 認定の有効期間 : $n+3$ 年8月1日～ $n+8$ 年7月31日
- 更新申請期間 : $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年4月30日

➤ 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA：更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）

更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。

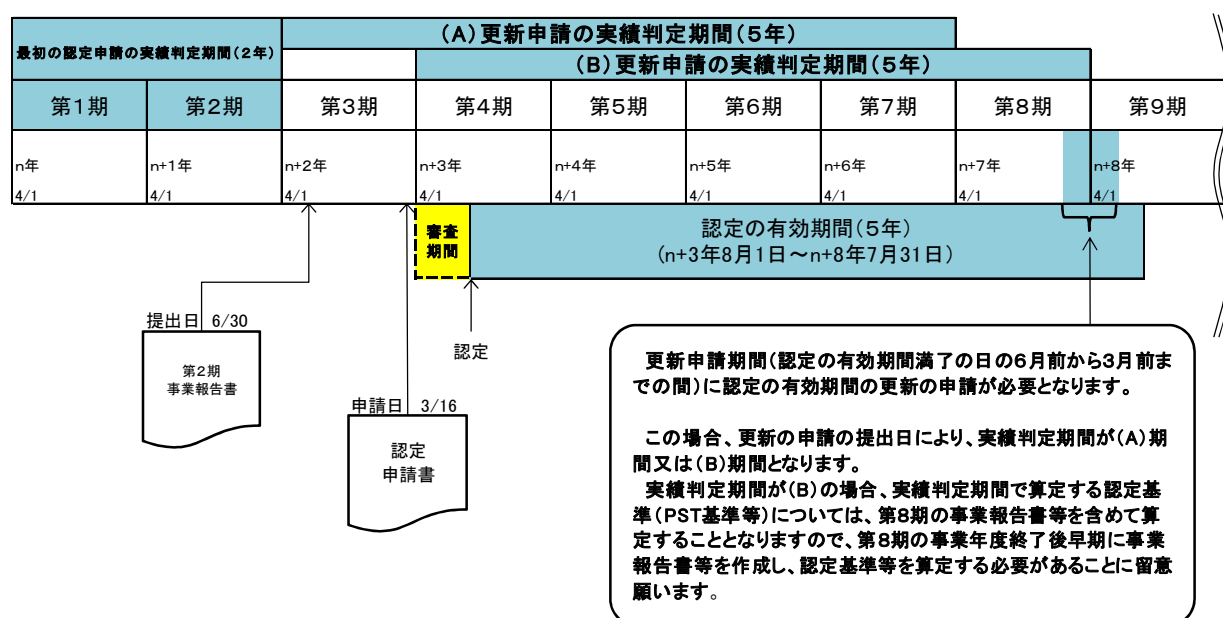
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）

更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）となります。

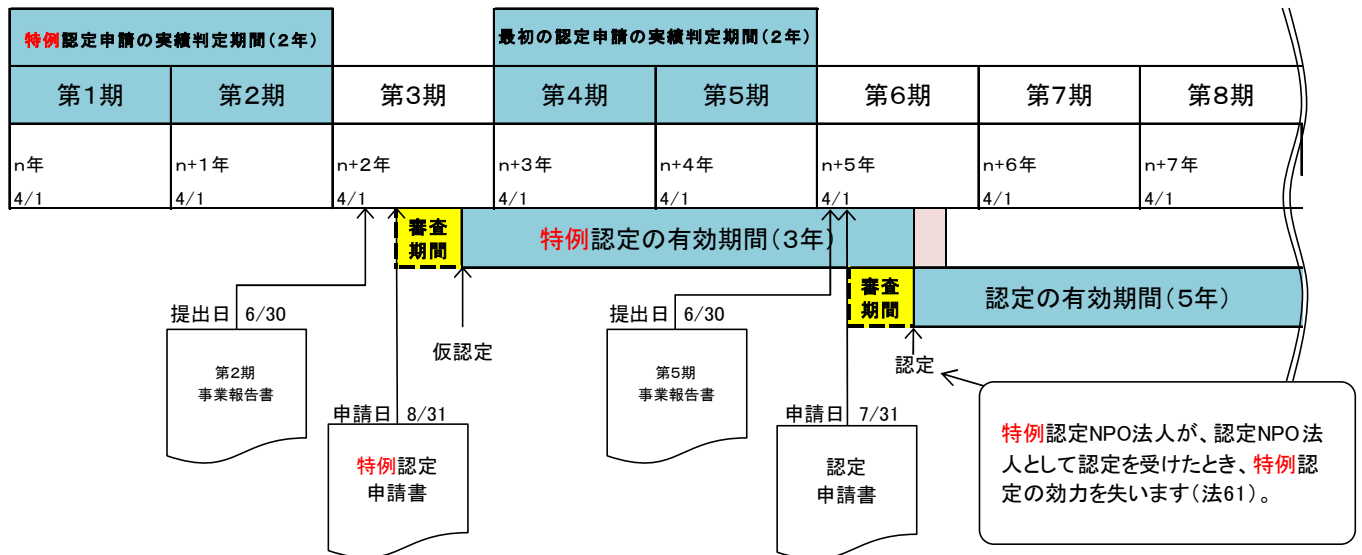
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）
- 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日～n+5年11月15日
- 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日（第4期）～n+5年3月31日（第5期）
- 認定の有効期間 : n+5年11月16日～n+10年11月15日



参 考 2 (認定を受けるための申請書及び添付書類)

イ 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類	
認定特定非営利活動法人認定申請書（県規則様式第16号）	
1 寄附者名簿 ^(注)	
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）
	ロ 絶対値基準
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）
	ハ 条例個別指定基準
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
	認定基準等チェック表（第2表）
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）
	認定基準等チェック表（第3表）
	役員の状況（第3表付表1）
四 号 基 準	帳簿組織の状況（第3表付表2）
	認定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）
五 号 基 準	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）
	認定基準等チェック表（第5表）
六 号 基 準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）
欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②ただし書）。（静岡県は該当法人なし。）

ロ 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類	
認定有効期間更新申請書（県規則様式第17号）	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）
	ロ 絶対値基準
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）
	ハ 条例個別指定基準
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
	認定基準等チェック表（第2表）
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）
	役員の状況（第3表付表1）
	帳簿組織の状況（第3表付表2）
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法51⑤）。
- 2 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

ハ 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類	
特例認定申請書（県規則様式第24号）	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表（第2表） 認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）
	役員の状況（第3表付表1）
	帳簿組織の状況（第3表付表2）
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

（参 考）

所轄庁に提出していることが必要な書類（所轄庁が静岡県の場合）
事業報告書等提出書（県規則様式第6号：①～⑥について、正副計2部を併せて提出すること。）
① 事業報告書
② 活動計算書
③ 貸借対照表
④ 財産目録
⑤ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑥ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（注意事項）

上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、法第29条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています（法45①六）。

4 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細についてはP20以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリックサポートテスト(PST)について	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。 1 相対値基準 イ 原則 実績判定期間における $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ (注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、<u>P21～23</u>を参照してください。 ロ 小規模法人の特例 実績判定期間における $\frac{\text{受入寄附金総額} - (\text{基準限度超過額他})}{\text{総収入金額} - (\text{補助金や委託料等})} \geq \frac{1}{5}$ (注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) <u>小規模法人の定義、分母、分子から控除する金額</u>については、<u>P20～24</u>を参照してください。 ※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、<u>P24～25</u>を参照してください。 2 絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。 (注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

	3 条例個別指定基準 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）については、パブリックサポートテスト基準を満たしているものとして取り扱われます。
(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動 ※ (1) 3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。
(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。 $\text{①} \quad \frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ $\text{②} \quad \frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。
(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。 ハ $\frac{\text{実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$ ニ $\frac{\text{実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$

(5) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③ 助成の実績を記載した書類
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他の不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から 5 年を経過しない法人であること。

認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法45①九）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法67②）。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細についてはP33～34をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。

(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

5 認定NPO法人としての認定を受けるための基準

認定NPO法人としての認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります(法45①、令1～5)。

(1) パブリックサポートテスト(PST)に関する基準

パブリックサポートテスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則 (P21～23 参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (P23～24 参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用なし) (P24～25 参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり) (P25 参照)

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が50人以上である法人に限られます(法45②、施行令3)。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} 3,000\text{円以上である寄附者(役員、社員除く)の数} \geq 50\text{人}$$

② 絶対値基準 <算式5>

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（P26参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 － イの金額

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 － ロの金額 ＋ ハの金額

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^{（注1）}からイの金額を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハ

の金額を加算した金額)の占める割合が5分の1以上であること(法45①一イ、令1)。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①一イ(1)、規則5)

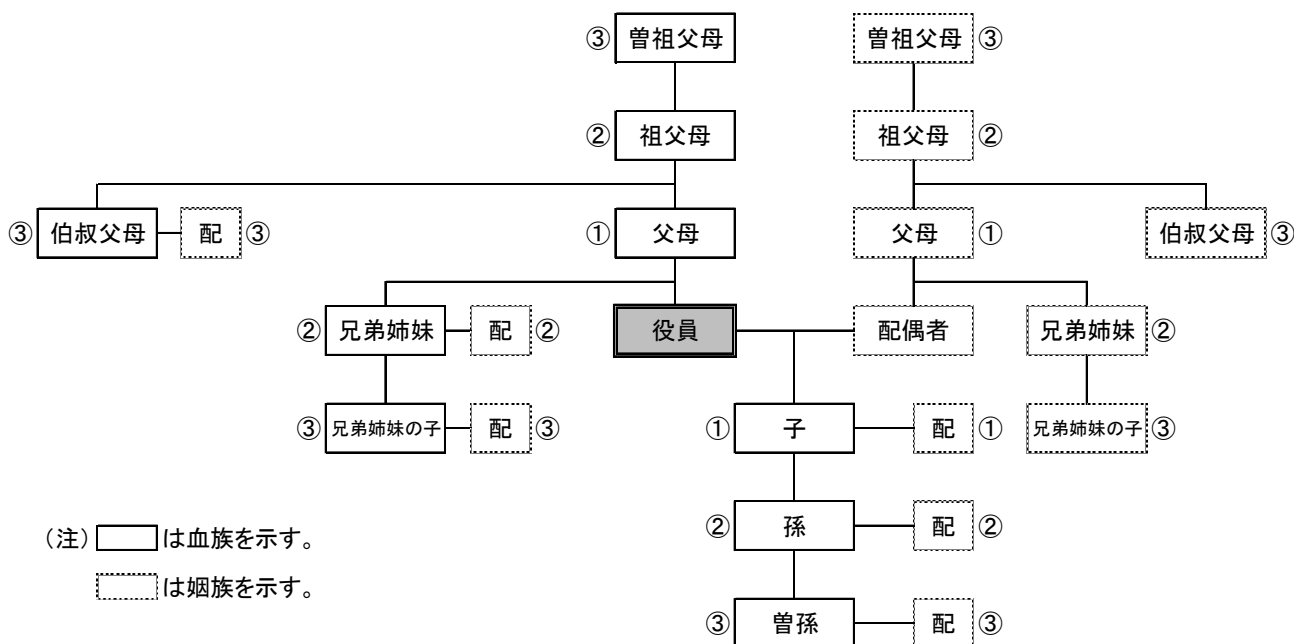
- ① 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(規則8)。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(規則4二・16)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《3親等以内の親族図》



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(2)、規則6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
 - ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
 - ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- (注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則8）。
上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注1）をご覧ください。
- (注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（規則6）。
- (注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法45①一イ、規則7）。

ハの金額（法45①一イ(3)、規則4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（P26参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ロの金額**を限度とします。）

- (注6) **ハの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（規則4）。
(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
(ロ) 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、**イの金額**（注1）と同様です。）の数が20人以上であること。
- (注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（P26(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（P20参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

（解説）

実績判定期間における、総収入金額から**ニの金額**を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から**ホの金額**を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ヘの金額**を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（令5②）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、令5②一、規則5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

（注8）ここに掲げるものは、《算式1》の**イの金額**の①～⑤と同一です。

ホの金額（法45①一イ(2)、令5②二、規則6）

受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額

（注9）これは《算式1》の**ロの金額**の①と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10）「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

ヘの金額（令5②、規則4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（P26参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ホの金額**を限度とします。）

（注11）これは《算式1》の**ハの金額**と同一です（注6、注7をご覧ください）。

（注12）**ヘの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（規則4、25①）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

（注13）共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（P26(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

《算式3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

（解説）

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（令5①）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（**チの金額**）は、

受入寄附金総額から□ロの金額（P23 参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（□トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、P21《算式1》を参照してください。

□トの金額（令5①）

国の補助金等の全額

□チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（令5①）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から□ロの金額（P23 参照）を控除した金額

《算式4》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \square\text{ホの金額} + \square\text{ヘの金額} + \square\text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \square\text{ニの金額} + \square\text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

（解説）

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（令5③）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（□リの金額）は、受入寄附金総額から□ホの金額を控除した金額が限度となります。（分母には、国の補助金等の全額（□トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、□ニの金額、□ホの金額及び□ヘの金額については、P24を参照してください。

□トの金額（令5③）

国の補助金等の全額

□リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（令5③）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から□ホの金額を控除した金額

《算 式 5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{ 人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、令2、規則9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。
 2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)(法45①一ハ、地方税法37の2④四、314の7④四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等 が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動	の事業活動に占める割合 < 50%
---	-----------------------------

(解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（法45②）。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（規則10）。

イ 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（規則11）。

① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます（規則12）。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（規則13）。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等（※1）が参加しているものに限り。）に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ(注)3③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

(注1) 特定の地域とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（規則15）。

(注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査
を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（規則17）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(規則19)。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(規則20)。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(規則21)。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること(法45①四)。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(規則16、22)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(規則23)。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(規則24)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法45①五）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

(注) 社員やその他の利害関係者以外から閲覧の請求があった場合には、「役員名簿」「事業報告書等」に記載された個人の住所・居所を除くことができる

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）
- ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三）
- (注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（規則32①）。
 - 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 内閣府令で定める書類（法54②四）

(注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（規則32②）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

④ 助成の実績を記載した書類（法54③）

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

(7) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

6 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること（法 59①二）

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法 59①三）

7 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から 5 年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

（解説）

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、特例認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

イ NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

（注 1）「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。

（注 2）「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している

法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

8 確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

9 認定NPO法人等の税制上の措置

認定NPO法人及び特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）にかかる税制上の措置とは、次の4つをいいます。

① 個人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の2①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算式》

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

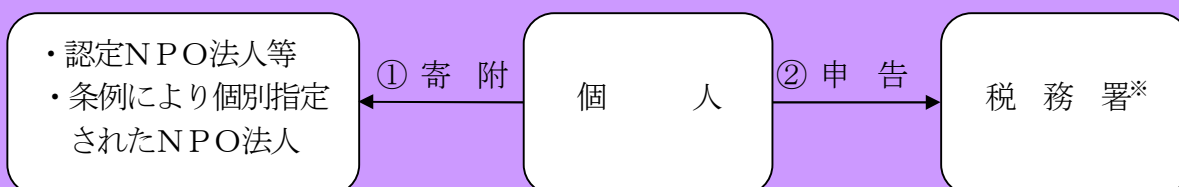
(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の3）。

（注） 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2\text{千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

（注1）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

・県4%、一般市町6%

・県2%、指定都市8%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

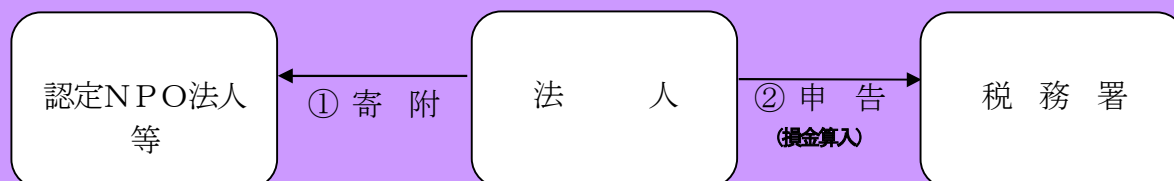
※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人（注）に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



（一般寄附金の損金算入限度額）

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

（特別損金算入限度額）

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

（注）事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

（証明書の保存等）

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

（注）特定公益増進法人とは

公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する次のような法人をいいます。

- (1) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (2) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人で一定のもの
- (3) 自動車安全運転センター、日本赤十字社など
- (4) 旧民法第34条の規定により設立された法人のうち財団法人日本体育協会、財団法人貿易研修センターなど
- (5) 旧民法第34条の規定により設立された法人（(4)の法人を除きます。）のうち科学技術に関する試験研究を主たる目的とするもの等で適正な運営がされているものであることにつき主務大臣の認定を受けたものなど一定の要件を満たすもの
- (6) 公益社団法人及び公益財団法人
- (7) 私立学校法第3条に規定する学校法人で一定のもの
- (8) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (9) 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法70①②⑩）。

（寄附財産の非課税）

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

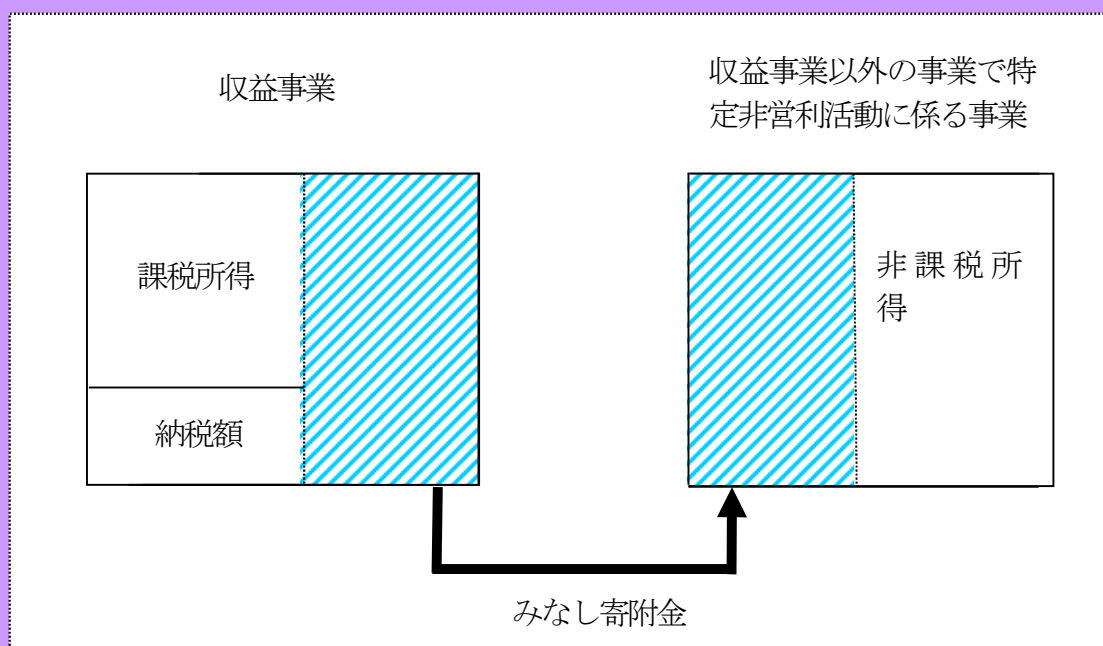
（証明書の添付等）

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法70 ⑤⑩、措規23 の5）。

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定NPO法人には適用されません（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①）。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、9①～③(P36～39)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

＜様 式 集 1＞

この中の、様式第16号、第17号、第24号は、特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年10月27日静岡県規則第63号、この手引では「県規則」といいます。）で定められた様式です。

認定特定非営利活動法人認定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 特定非営利活動法人の設立年月日
- 2 特定非営利活動法人の事業年度
- 3 過去の認定の有無 (有・無) (当該認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日)
- 4 過去の特例認定の有無 (有・無) (当該特例認定を受けた日 年 月 日)
- 5 認定取消の有無 (有・無) (当該取消日 年 月 日)
- 6 特例認定取消の有無 (有・無) (当該取消日 年 月 日)
- 7 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当するものに印を付ける。)
☐相対値基準・原則
☐相対値基準・小規模法人
☐絶対値基準
☐条例個別指定法人
- 8 現に行っている事業の概要
- 9 その他の事務所の所在地、責任者の氏名及びその役職

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック
認定特定非営利活動法人認定申請書（県規則様式第 16 号） ※従たる事業所が書ききれない場合は認定申請書次葉を添付		
1 寄附者名簿（注）		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）	
	二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
認定基準等チェック表（第 2 表）		
認定基準等チェック表（第 2 表 条例個別指定法人用）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）	
	役員の状況（第 3 表付表 1）	
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）	
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法 44②ただし書）。

特 例 認 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第58条第1項の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 特定非営利活動法人の設立年月日
- 2 特定非営利活動法人の事業年度
- 3 現に行っている事業の概要
- 4 その他の事務所の所在地、責任者の氏名及びその役職

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック
特例認定申請書（県規則様式第 24 号） ※従たる事業所が書ききれない場合は特例認定申請書次葉を添付		
1 寄附者名簿（注）		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。（注）	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第 2 表）	
	認定基準等チェック表（第 2 表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）	
	役員の状況（第 3 表付表 1）	
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）	
基 準 六 号 基 準 八	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法 58②、59 一）。

認定有効期間更新申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 事業年度 月 日～ 月 日
- 3 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当するものに印を付ける。)
☐相対値基準・原則
☐相対値基準・小規模法人
☐絶対値基準
☐条例個別指定法人
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 その他の事務所の所在地、責任者の氏名及びその役職

申請法人名		
-------	--	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック	
認定有効期間更新申請書（県規則様式第 17 号） ※従たる事業所が書ききれない場合は認定の有効期間の更新申請書次葉を添付			
1 寄附者名簿（注）1			
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）		
	認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）		
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）		
	ハ 条例個別指定基準		
認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）			
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
	認定基準等チェック表（第 2 表）		
	認定基準等チェック表（第 2 表 条例個別指定法人用）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）	(注) 3	
	役員の状況（第 3 表付表 1）		
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）	(注) 2	
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）		
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）		
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）		
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）	(注) 3	
欠格事由チェック表			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法 51⑤）。
- 2 法第 55 条第 1 項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法 51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 3 「認定基準等チェック表（第 3 表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第 6 表）並びに（第 8 表）」欄の記載は必要ありません。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1以上であること。

チェック欄

実績判定期間

経常収入金額（㉞の金額）

①

円

総収入金額		㉞	円
控 除 金 額	国の補助金等の金額（㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㉟	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄の「（ ）」）	㊴	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）④欄）	㊵	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）⑤欄）	㊶	円
差引金額（㉞－㉟－㊱－㊲－㊳－㊴－㊵－㊶）		㊷	円 ⇨①

寄附金等収入金額（㊸の金額）

②

円

受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）④欄）		㊸	円
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊹	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）④欄）	㊺	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）⑤欄）	㊻	円
差引金額（㊸－㊹－㊺－㊻）		㊼	円
会費収入（㊼欄と付表2（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額）		㊽	円
国の補助金等の金額（㊼欄の金額を限度とする。）		㊾	円
合計金額（㊼＋㊽＋㊾）		㊿	円 ⇨②

基準となる割合（②÷①）

③

%

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は19年4月1日から24年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は22年4月1日から24年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

51

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉒」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉒」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額㉗」及び「受入寄附金総額㉘」～「寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額㉙」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉚」欄	「差引金額㉛」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉞」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㊦欄の金額に占める㊧欄の金額の割合（㊨欄）が、 5分の1以上であること			チェック欄
小規模法人の判定			
1	$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額 円}}{\text{実績判定期間の月数 月}} \times 12 = \text{㊦ 円}$		
㊦が800万円未満である		はい	2 へ
		いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である		
		はい	小規模法人の特例計算・・・適用可 3 へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
3 小規模法人の特例計算を適用する場合			
総収入金額		㊦	円
控 除 金 額	国の補助金等の額（㊩欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊧	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊨	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊪	円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㊫	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊬欄の「（ ）」）	㊭	円
差引金額（㊦－㊧－㊨－㊪－㊫－㊭）		㊮	円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊯欄）		㊰	円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊱欄）	㊱	円
差引金額（㊰－㊱）		㊲	円
会費収入（㊳欄付表2（相対値基準）㊴欄のうちいずれか少ない金）		㊵	円
国の補助金等の金額（㊳欄の金額を限度とする）		㊶	円
合計金額（㊲＋㊵＋㊶）		㊷	円
基準となる割合（㊷ ÷ ㊮）			㊨ %

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は19年4月1日から24年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は22年4月1日から24年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」、「受入寄附金総額㊵」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊶」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊷」欄	「差引金額㊸」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊹」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊺」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊸」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1（相対値基準・原則用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	④	円
基準限度額（受入寄附金総額の10%相当額（④×10%））	⑤	円
基準限度額（受入寄附金総額の50%相当額（④×50%））	⑥	円

2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

④のうち寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称） 及びその住所が明らかでない寄附金の額	⑦	円
---	---	---

3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と⑧（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については⑨）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		⑩	() 円	() 円
⑧欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑪	() 円	() 円
	⑧欄以外の者	⑫	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額		⑬	() 円	
合 計（⑩＋⑪＋⑫＋⑬）		⑭	() 円	⑮ () 円

（注意事項）

①～③の各欄の「()」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限りです。）の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。 また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限りです。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑧欄以外の者⑨」欄	上記⑧欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。	⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑩」欄	同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。	

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	①	円
基準限度額（受入寄附金総額の10%相当額（①×10%））	②	円
基準限度額（受入寄附金総額の50%相当額（①×50%））	③	円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と⑧（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては③）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		④ () 円	() 円	() 円
①欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑤ () 円	() 円	() 円
	⑤欄以外の者	⑥ () 円	() 円	() 円
合 計（④＋⑤＋⑥）		⑦ () 円	⑧ () 円	

（注意事項）

①～③の各欄の「()」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、⑥欄の金額に等しくなります(④=⑥)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 (注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑩」欄に記載します。 また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑤」欄	特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。	⑤欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑤欄以外の者⑥」欄	上記⑤欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。	⑥欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。

第1表付表1 (次葉)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
合計（又は小計）		() 円	() 円	() 円

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第 1 表付表 1（相対値基準・原則用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（第 1 表付表 1（相対値基準・小規模法人用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2（相対値基準用）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社 員 の 会 費 の 額 の 合 計 額		①	
共 益 的 活 動 の 割 合 （ 第 2 表 ③ 欄 ）		②	
① から 控 除 す る 金 額 （ ① × ② ）		③	
差 引 金 額 （ ① − ③ ）		④	



第1表（相対値基準・原則用）②欄又は、
第1表（相対値基準・小規模法人用）④欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準口」欄		「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。 なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。 ② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日		
-----	--	--------	--------------	--	--

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計
数が年平均100人以上であること

チェック欄

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定 期間内の 各事業年度	自	a	b	c	d	e
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

☐ 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。

☐ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。

☐ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	a	b	c	d	e	合計	
	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数	A	人	×	12	＝	人	≥	100人
実績判定期間の月数	B	月						

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は19年4月1日から24年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は22年4月1日から24年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。 また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。 ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。
「年3,000円以上の寄附者の数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名			チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること			
【留意事項】 1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合があります。 2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。			
条例を制定した都道府県又は市区町村			
条 例 指 定 年 月 日		年 月 日	
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地	
※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。			

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名		チェック欄	
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
実 績 判 定期 間			
すべての事業活動に係る金額等 		① (指標)	
①のうちイ～ニの活動に係る金額等 		②	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	
合 計 (a+b+c+d+e)		f	
			□②へ
基準となる割合 (②÷①) 		③	

「認定基準等チェック表」（第2表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計④」欄の金額等を転記します。	
「①～⑥」各欄共通事項	「①～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動（対価を得ないで行われるもの等を除きます。）に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人・団体にあっては、その名称）が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成	
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名		チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動		
実 績 判 定 期 間		
すべての事業活動に係る金額等 		① (指標)
①のうちイ～ニの活動に係る金額等 		②
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉓
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉔
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉕
合 計 (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)		㉖
⇒㉗へ		
基準となる割合 (㉗÷㉖) 		③

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑤」各欄共通事項	「①～⑤」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑤」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	④ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑤ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

第3表付表1

法人名		㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	申 請 時
役 員 数		人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人

[illegible]

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉞」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉞」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉞」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

第3表付表2

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(第4表 次葉)

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

(注意事項)

「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目		記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。 なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㉗欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㉔」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

※各法人の定款で定める事業年度によって、NPO法改正の適用時期が異なる

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法 人 名	
-------	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
---------	---------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

(注意事項)

- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

※各法人の定款で定める事業年度によって、NPO法改正の適用時期が異なる

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法 人 名					
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。
- ・この役員等に対する資産の譲渡等の状況等は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法54②）。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

第4表付表2（次葉）

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名			チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同	意	する	しない
同	意						
する	しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。
- ・ 社員やその他の利害関係者以外から閲覧の請求があった場合には「役員名簿」「事業報告書等」に記載された個人の住所・居所を除くことができる。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無 <table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	④	⑤	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
①	②	③	④	⑤							
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無							

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 <table border="1"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table> ⑨ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。		①	②	③	④	⑤	申請時	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
①	②	③	④	⑤	申請時								
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無								

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、 認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間 (「@」から「©」)を示した ものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、 認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間 (「@」から「©」)を示した ものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名	チェック欄	
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名	

初回認定申請時のみ提出

閱覽対象外書類

寄附者名簿

法 人 名		事 業 年 度	年 月 日 ～ 年 月 日
-------	--	---------	---------------

[illegible]

(注意事項)

- ・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法 44②、51⑤、58②）。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの 3 月以内に作成し、その作成の日から起算して 5 年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法 54②）。

第3章 認定取得後の管理・運営について

1 認定NPO法人等の報告義務

(1) 公開用書類の提出

認定NPO法人等は、認定を受けた後、遅滞なく、所轄庁の条例で定めるところにより、認定申請時に添付した書類を、公開用書類として、所轄庁に提出しなければなりません。

	提出書類	提出部数	参照ページ
①	公開用認定申請書添付書類提出書（県規則様式第23号）	1部	P112
②	特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（同法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿を除く。）	1部	P51～83
③	特定非営利活動促進法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類	1部	P84～85
④	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	1部	P86

(2) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

認定NPO法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、下表①～⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法54②二～四、55①、62、規則32）。

（注1） すべてのNPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法29）。

（注2） 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法55①、62）。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

※ 各法人の定款で定める事業年度によって、NPO法改正の適用時期が異なる

	提出書類	提出部数	参照ページ
①	役員報酬規程等提出書（県規則様式第20号）	1部	P109
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	1部	
③	収益の源泉別の明細、借入金などの明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など	P111
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類		
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等（注1）との取引		P112～113
⑥	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者（注2）で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		P114
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類		P77、115
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		P116
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		P117
⑩	第2章「4(1)認定の基準の概要」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表	1部	P69～85

（注1） ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） ⑥欄の「特殊の関係」は、（注1）イ～ハに掲げる関係をいいます。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

※各法人の定款で定める事業年度によって、NPO法改正の適用時期が異なる

	提出書類	提出部数	参照ページ
①	役員報酬規程等提出書（県規則様式第20号）	1部	P109
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ^(注1)	1部	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など	P111
④	役員等 ^(注2) に対する報酬等の状況		P77、115
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 ^(注2) との取引		P112～113
⑥	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注3) で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限りま		P114
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類		P77、115
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		P116
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		P117
⑩	第2章「4(1)認定の基準の概要」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表	1部	P69～85

(注1) 既に提出されているものから内容に変更がない場合には毎事業年度の提出は不要

(注2) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注3) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1)イ～ハに掲げる関係をいいます。

(3) 助成金及び海外送金等の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し所轄庁に提出しなければなりません（法54③、55②、62）。

○ 助成金及び海外送金等の報告

	書類の作成時期	作成（提出）書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成金支給実績記載書類提出書（県規則様式第21号）（P110）

(4) その他の報告

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
①	所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合（法49④、法51⑤、法62） ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥提出書（認定の通知を受けた場合は規則様式第1号（P120～121）、特例認定を受けた場合は規則様式第4号（P126～127）、認定の有効期間の更新を受けた場合は規則様式第2号（P122～123）） ※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です（法51⑤）。	所轄庁以外 の関係知事
②	役員の変更等をした場合（法52①、法62、法23）	①役員変更等届出書（県規則様式第3号（P100）） ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第20条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 住民票の写し原本（コピー不可。）	所轄庁（二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外 の関係知事）
③	定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法52①、法62、法25⑥）	①定款変更届出書（県規則様式第5号（P102）） ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁及び所轄庁以外 の関係知事の条例で定める事項	

④	定款の変更に係る登記をした場合(法52①、法62、法25⑦)	①定款の変更に係る登記完了提出書(県規則様式第5号の2(P103)) ②登記をしたことを証する登記事項証明書	
⑤	定款の変更の認証を受けた場合(法52②、法62、法25③④) ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①定款変更の認証に関する書類の提出書(所轄庁以外の関係知事の様式)(静岡県:県規則様式第18号(P105)) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	所轄庁以外 の関係知事
⑥	認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合(法52③、法62、規則30、規則34、法26①)	①定款変更認証申請書(変更後の所轄庁の様式)(静岡県:県規則様式第4号(P101)) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと(法2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法12①三)を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更前の所 轄庁を經由 して変更後 の所轄庁へ 提出
⑦	認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合(法53①、法62)	代表者氏名変更届出書(県規則様式第19号(P106))	所轄庁
⑧	認定NPO法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法53④、法62、規則31②、規則33②)	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥提出書(認定NPO法人は規則様式第3号(P124~125)、特例認定NPO法人は規則様式第5号(P128~129))	所轄庁以外 の関係知事

2 認定NPO法人等の情報公開

(1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（P93「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法52④、54④、法62）。

① 事業報告書等

② 役員名簿

※社員やその他の利害関係者以外から閲覧の請求があった場合には「役員名簿」「事業報告書等」に記載された個人の住所・居所を除くことができる

③ 定款等

④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

⑦ 前事業年度の収益の明細など

⑧ ⑦のほか、規則32②で定める書類

⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

《参考》

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法54①②、法62）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定NPO法人	特例認定NPO法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から起算して5年間	特例認定の日から起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法54②一）	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法54②三）		
第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法54②四、規則32②）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法54③）		

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これ（「役員名簿」「事業報告書等」に記載された個人の住所・居所を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法30、56、62)。

認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定NPO法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

法改正前

書 類 名		認定NPO法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等	事業報告書	○	○
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
	財産目録		
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）		
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
	役員名簿		
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）		(注3)	(注3)
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	○
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	○
	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類（注4）	○	○
		作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	過去5年間に提出を受けたもの

第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで(注2)	○	
寄附者名簿		×		×
認定(特例認定)申請書		×		×
認定(特例認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

(注1) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間

(注2) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

(注3) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注4) 平成28年改正法の施行の際現に旧法の認定又は仮認定を受けているNPO法人による施行日(平成29年4月1日)の属する事業年度以前に海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の認定NPO法人等及び所轄庁における書類の閲覧等は以下の通りです(平成28年改正法附則8)。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
前事業年度の 収益の明細など	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限ります。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○	作成日から翌々事業年度の末日まで	○	過去3年間に提出を受けたもの
	「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類	○	作成の日から3年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	

法改正後

書 類 名		認定NPO法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等		○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
事業報告書					
計算書類（活動計算書、貸借対照表）					
財産目録					
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）					
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面					
役員名簿		（注3）			（注3）
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）					

認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	認定の有効期間中 (注1)	○	認定の有効期間中 (注1)
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○		○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○		○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		○ (注5)	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○		○	
	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類（注4）	○		○	
第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで (注2)	○	
寄附者名簿		×		×	
認定（特例認定）申請書		×		×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×	

(注1) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間

(注2) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

(注3) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注4) 平成28年改正法の施行の際現に旧法の認定又は仮認定を受けているNPO法人による施行日（平成29年4月1日）の属する事業年度以前に海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の認定NPO法人等及び所轄庁における書類の閲覧等は以下の通りです（平成28年改正法附則8）。

(注5) 法改正適用後からは、所轄庁における閲覧又は謄写は行いません。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
収益の明細など	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限ります。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○	作成日から翌々事業年度の末日まで	○	過去 3 年間に提出を受けたもの
	「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類	○	作成の日から 3 年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	

3 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

- ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法64③)。
- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。

- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています（法64⑤）。
- ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています（法64⑥）。
- ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法64⑦、41③～④）。

(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定NPO法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法65①）。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について、(4)ロ①（①「2 認定等の基準」の(3)は除きます。）からの③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法65②）。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定NPO法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法65④）。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法65⑤）。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法65③～⑥）。
- ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法65⑦）。
- ① 欠格事由の概要（P18、19参照）の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
- ② 欠格事由の概要（P18、19参照）の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法66②、65⑤～⑥)。

(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法67①③)。
- ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP33～34参照。)のいずれかに該当するとき
 - ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
 - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ④ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法67②③)。
- ① 第2章「4(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)(P16～18参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定NPO法人等の情報公開」(1)(P92参照)に違反して書類を閲覧させないとき
 - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
- ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法67④、43③)。
 - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法67④、43④)。
 - ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法67④、49①②)。

④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法67④、65⑦)。

a 欠格事由の概要 (P18、19参照) の(1) 4 及び(6) の事由 警視総監又は道府県警察本部長

b 欠格事由の概要 (P18、19参照) の(4) 及び(5) の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法第2条第13号の収益事業を言います。（注）に同じです。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます (P40参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます (法77)。

ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます (法78、79)。

① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者 (法50①、62、78二、四)

② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者 (法50②、62、78三、五)

③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者 (法65④、78六)

④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者 (法66①、78七)

ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます (法80)。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法52①、53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法54①②③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第3章3(1)「認定NPO法人等の情報公開（閲覧）《参考》（P92）」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法52②）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類（第3章1(2)「事業年度終了後の役員報酬規程等の提出」（P88）を参照してください）及び(4)「その他の報告」（P90～91参照）①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記(1)イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

＜様 式 集 2＞

この中には、県規則で定められた、様式第23号、第6号、第3号、第4号、第5号の2、第5号、第20号、第21号、第19号、第18号、第25号及び、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定められた事項を記載した参考様式があります。

公開用認定申請書添付書類提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる閲覧又は謄写に係る書類について、特定非営利活動促進法施行条例第12条第3項(同条例第14条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1	特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (同法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿を除く。)
2	特定非営利活動促進法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

事業報告書等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、
特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定により提出します。

1	事業報告書
2	活動計算書
3	貸借対照表
4	財産目録
5	年間役員名簿
6	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

役員変更等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号
 メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変 更 年 月 日	変 更 事 項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所

- (注) 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 2 役名の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)の届出にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号
 メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

(関係書類)

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 4 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 5 役員名簿
- 6 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第7号の事業計画書、同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録)
- 8 特定非営利活動促進法第52条第3項(法第62条において準用する場合を含む。)に規定する寄附者名簿その他内閣府令で定める書類

- (注) 1 関係書類のうち3及び4の書類は当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合に添付すること。
- 2 関係書類のうち5から7までの書類については、所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合に添付すること。
- 3 関係書類のうち8の書類については、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請する場合に添付すること。

定款変更に係る登記完了提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

定款の変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

登記年月日 年 月 日

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 変更の時期

年 月 日

様式第20号(第23条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

役員報酬規程等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号
 メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の役員報酬規程等について、特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項(同条例第14条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
2	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
3	特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

NPO法改正による「役員報酬規程等提出書」様式変更の適用の考え方

<例①:事業年度が4/1～3/31の法人>

提出する内容	提出日の属する年度	適用の考え方
令和2年度(2020.4.1～2021.3.31)分	令和3年度(<u>2021.4.1</u> ～2022.3.31)	2021.4.1は2021.6.9より前なので、旧規定を適用
令和3年度(2021.4.1～2022.3.31)分	令和4年度(<u>2022.4.1</u> ～2023.3.31)	2022.4.1は2021.6.9以降なので、 新規定を適用

<例②:事業年度が7/1～6/30の法人>

提出する内容	提出日の属する年度	適用の考え方
令和2年度(2020.7.1～2021.6.30)分	令和3年度(<u>2021.7.1</u> ～2022.6.30)	2021.7.1は2021.6.9以降なので、 新規定を適用
令和3年度(2021.7.1～2022.6.30)分	令和4年度(<u>2022.7.1</u> ～2023.6.30)	2022.7.1は2021.6.9以降なので、 新規定を適用

役員報酬規程等提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号
 メ ー ル ア ド レ ス

次に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の役員報酬規程等について、特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項(同条例第14条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
2	収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
3	特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

(注) 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程は、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、提出は不要であること。

NPO法改正による「役員報酬規程等提出書」様式変更の適用の考え方

＜例①：事業年度が4/1～3/31の法人＞

提出する内容	提出日の属する年度	適用の考え方
令和2年度(2020.4.1～2021.3.31)分	令和3年度(2021.4.1～2022.3.31)	2021.4.1は2021.6.9より前なので、旧規定を適用
令和3年度(2021.4.1～2022.3.31)分	令和4年度(2022.4.1～2023.3.31)	2022.4.1は2021.6.9以降なので、 新規定を適用

＜例②：事業年度が7/1～6/30の法人＞

提出する内容	提出日の属する年度	適用の考え方
令和2年度(2020.7.1～2021.6.30)分	令和3年度(2021.7.1～2022.6.30)	2021.7.1は2021.6.9以降なので、 新規定を適用
令和3年度(2021.7.1～2022.6.30)分	令和4年度(2022.7.1～2023.6.30)	2022.7.1は2021.6.9以降なので、 新規定を適用

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
	合 計			円

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

※各法人の定款で定める事業年度によって、NPO法改正の適用時期が異なる

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

助成金支給実績記載書類提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

特定非営利活動促進法第54条第3項の書類について、同法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

- 1 認定(特例認定)年月日 年 月 日
- 2 認定(特例認定)の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等

代 表 者 氏 名 変 更 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変 更 年 月 日	代 表 者 氏 名	
	変 更 前	
	変 更 後	

定款変更の認証に関する書類の提出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する定款の変更の認証を受けたので、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款について、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

1 その他の事務所の所在地

2 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

3 変更の内容

変更前	変更後

4 定款変更の認証日

年 月 日

合 併 認 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス
認定又は特例認定の区分(認定・特例認定)

特定非営利活動促進法第63条第 項の規定により、合併の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業年度 月 日～ 月 日
- 2 認定(特例認定)年月日 年 月 日
- 3 認定(特例認定)の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当するものに印を付ける。
5(5)の区分が特例認定の場合は不要。)
☐相対値基準・原則
☐相対値基準・小規模法人
☐絶対値基準
☐条例個別指定法人
- 5 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人
 - (1) 特定非営利活動法人の名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 存続する法人が現に行っている事業又は設立する法人が行う予定の事業の概要
 - (5) 認定又は特例認定の区分
- 6 合併により消滅する特定非営利活動法人
 - (1) 特定非営利活動法人の名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 現に行っている事業の概要
- (5) 認定又は特例認定を受けている場合はその区分

<様 式 集 3>

この中の、様式第1号～第7号は、特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号、この手引では「規則」といいます。）で定められた様式です。

様式第 1 号（第 27 条第 2 項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項の
認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 44 条第 1 項の認定を受けたので、法第 49 条
第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し

- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

様式第2号（第28条関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第51条第2項の
有効期間の更新に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第51条第2項の規定による有効期間の更新を受けたので、法第51条第5項において準用する法第49条第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類並びに法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 3 有効期間の更新に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 2 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち、所轄庁への提出を省略したものが含まれる場合には、以下の欄にその名称を記入すること。

書 類 の 名 称

- 3 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

様式第3号（第31条第2項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

特定非営利活動促進法第53条第4項の都道府県知事に対する
認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し

- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11から13までに掲げる書類については、法第44条第2項の認定、法第51条第2項の有効期間の更新又は法第63条第1項の合併の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

様式第4号（第33条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第58条第1項の
特例認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第1項の特例認定を受けたので、法第62条において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し

- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

様式第 5 号（第 3 3 条第 2 項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

特定非営利活動促進法第 6 2 条において準用する同法第 5 3 条第 4 項の
都道府県知事に対する特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 6 2 条において準用する法第 5 3 条第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し

- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11及び12に掲げる書類については、法第58条第1項の特例認定又は法第63条第2項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

様式第6号（第35条第3項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第63条第1項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第63条第1項の合併の認定を受けたので、法第63条第5項において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 3 合併当初の財産目録
- 4 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の認証に関する書類の写し
- 8 合併の登記に関する書類の写し
- 9 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 10 法第63条第5項において準用する法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明

する書類（９を除く。）及び法第４７条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し

11 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

12 合併の認定に関する書類の写し

（備考）

1 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

2 １から６までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。

3 ９から１１までに掲げる書類については、法第６３条第５項において準用する法第４４条第２項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。

4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第 6 3 条第 2 項の
合併の認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 6 3 条第 2 項の合併の認定を受けたので、法第 6 3 条第 5 項において準用する法第 6 2 条において準用する法第 4 9 条第 4 項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 2 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- 3 合併当初の財産目録
- 4 社員のうち 1 0 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の認証に関する書類の写し
- 8 合併の登記に関する書類の写し
- 9 法第 6 3 条第 5 項において準用する法第 6 2 条において準用する法第 4 5 条第 1 項第 2 号か

ら第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し

10 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

11 合併の認定に関する書類の写し

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。

3 9及び10の書類については、法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。

4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)
事務の手引

令和3年6月



【お問合せ】静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課協働推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電話:054-221-3726 FAX:054-221-2642
Eメール:npo@pref.shizuoka.lg.jp

ふじのくにNPO

検索